

庄原市東城まちなか交流施設「えびす」

市民交流事業業務委託者募集要項

平成 29 年 5 月

庄原市東城支所 産業建設室

庄原市東城まちなか交流施設「えびす」市民交流事業業務委託者募集要項 目次

第 1 施設の設置目的	1
第 2 施設の概要	1
1 名称	
2 所在地	
3 施設等の概要	
第 3 施設管理の基準	2
1 休館日	
2 開館時間	
3 関係法令等の遵守	
第 4 業務の範囲	2
1 施設及び付属設備の管理運営に関する業務	
2 市民交流事業の企画・運営・広報に関する業務	
第 5 業務委託期間	3
第 6 経費等	3
1 業務に係る経費	
2 支払方法	
第 7 申請資格	3
第 8 入札に関するスケジュール等	4
1 スケジュール	
2 申請書等の受付	
3 質疑の受付	

第 9 申請の際に提出する書類	5
第 10 参考資料	5
第 11 入札について	5
第 12 契約について	5
第 13 その他留意事項	5
1 応募等に係る費用の取り扱い	
2 追加資料の提出	
3 申請の辞退	
第 14 業務担当所管課・室	6

庄原市東城まちなか交流施設「えびす」（以下「えびす」という。）は、柔軟かつ効率的な住民サービスの提供、創意工夫のある管理運営を進めるため、市民交流事業業務を委託する事業者を公募する。

第1 施設の設置目的

この施設は、市民に交流や憩いの場を提供し、市街地における賑わいを創出すると共に、市民主体のまちづくりを進める活動拠点として、市の活性化に資することを目的としている。

第2 施設の概要

1 名称

庄原市東城まちなか交流施設「えびす」

2 所在地

庄原市東城町東城 250 番地 5

3 施設等の概要

(1) 沿革

平成 22 年 4 月 開設

(2) 構造

主屋 木造 2 階建て

屋外イベントステージ コンクリート造

トイレ棟 鉄筋コンクリート造 2 階建て

(3) 建築延床面積

主屋 177.18 m²

・主屋 1 階 107.55 m²

・主屋 2 階 69.63 m²

トイレ棟 23.34 m²

(4) 敷地面積 650 m²

(5) 駐車場

5 台分（うち 1 台分身障者用）

(6) 施設等の内容

主屋 1 階 インフォメーションスペース、休憩スペース

主屋 2 階 多目的研修室（2 室）

イベントステージ

トイレ棟 多目的トイレ

第3 施設管理の基準

1 休館日

毎週木曜日及び12月29日から翌年1月3日までとする。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、別に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

2 開館時間

(1)主屋1階 9時から18時まで

(2)前記以外の施設 9時から22時まで

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

3 関係法令等の遵守

受託者は、関係法令等を遵守しなければならない。特に次に掲げる法令等に留意し、委託期間中に関係法令等に改正があった場合は改正された内容を仕様とする。

地方自治法、労働基準法等労働関係諸法、最低賃金法、消防法、建築基準法、庄原市まちなか交流施設設置及び管理条例、庄原市まちなか交流施設設置及び管理条例施行規則、庄原市個人情報保護条例、庄原市個人情報保護条例施行規則、庄原市情報公開条例、庄原市物品管理規則

第4 業務の範囲

受託者が行う業務の範囲は、次のとおりです。

1 施設及び付属設備の管理運営に関する業務

- ア 開館・閉館及び鍵の管理
- イ 施設及び敷地内の清掃
- ウ 多目的研修室利用者対応業務（予約状況確認等）
- エ 業務委託期間が終了した場合の引継ぎに関する業務
- オ 休憩スペースとしての「蔵」の開設
- カ 施設管理状態を定期的に市へ報告

2 市民交流事業の企画・運営・広報に関する業務

- ア 施設を活用した「にぎわい創造講座」の開催
 - ・回数 年1回以上
 - ・内容 講師を招いて、市民を対象にまちなかの賑わいを創出する講座を行う。
- イ 施設を活用したイベントや展示等の開催
 - ・回数 2回以上
 - ・内容 地域住民等と協働してイベントや企画展示等を行う。
- ウ 情報の発信
 - 情報誌の発行や、インターネットを活用し、えびすや東城まちなかの情報、

第8 入札に関するスケジュール等

1 スケジュール

- | | |
|---------------------|-------------------------------------|
| (1) 申請書受付期間 | 平成29年5月2日(火) から
平成29年5月17日(水) まで |
| (2) 申請書の審査・入札参加資格決定 | 平成29年5月19日(金) |
| (3) 入札参加資格決定者への通知 | 平成29年5月22日(月) |
| (4) 質問受付期間 | 平成29年5月2日(火) から
平成29年5月11日(木) まで |
| (5) 質疑同等期限 | 平成29年5月15日(月) |
| (6) 入札 | 平成29年5月25日(木) |
| (7) 委託業者の決定 | 平成29年5月25日(木) |
| (8) 契約の締結 | 平成29年5月29日(月) 予定 |

2 申請書等の受付

申請書等を次のとおり受け付けます。

受付期間	平成29年5月2日(火) から平成29年5月17日(水) まで 午前8時30分から午後5時15分まで ※土曜日、日曜日及び祝日を除く。
提出場所	〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号 庄原市役所 総務部 管財課 契約係 又は 〒729-5121 庄原市東城町川東1175番地 庄原市役所東城支所 産業建設室 産業振興係
提出方法	持参又は郵送(一般書留、簡易書留、配達記録郵便のいずれかとし、上記期限までに必着とします。) ※不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。 ※FAX、電子メールでの受付はしません。
提出書類	・入札参加申請書(様式1) ・庄原市税等納税調査承諾書(様式1-2) ・消費税及び地方消費税の納税証明書(発行後3ヶ月以内)
提出部数	各1部

3 質疑の受付

募集要項及び仕様書に関する質疑を次のとおり受け付けます。

受付期間	平成29年5月2日(火) から平成29年5月11日(木) 午後4時00分まで
------	-------------------------------------------

受付方法	次の要領で質疑書を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・様式：質疑書（様式第2号） ・提出先：庄原市役所 総務部 管財課 契約係 kanzai@city.shobara.lg.jp ・提出方法：質疑については、電子メールによる。
質疑に対する回答	平成29年5月15日（月）午後5時までに庄原市ホームページへ掲載します。

第9 申請の際に提出する書類

入札参加申請書・庄原市税等納税調査承諾書・消費税及び地方消費税の納税証明書（発行後3ヶ月以内）を各1部、期間内に提出してください。なお、受付後の書類は原則として返却しません。提出書類は、審査等の必要に応じて複写することがあります。

第10 参考資料

区域図、平面図、施設写真

第11 入札について

1. 入札執行の 日時・場所	日時：平成29年5月25日（木）11時00分から 場所：庄原市役所東城支所 1階 101会議室 ※ <u>入札に参加される場合は、時間を厳守してください。上記の時間を過ぎると、入札会場への入室はできません。</u>
2. 入札保証金	免除
3. 予定価格	3,958,265円（税込） 3,665,061円（税抜）
4. 契約条項	庄原市契約規則による

第12 契約について

落札者は、入札記載金額が予定価格以内の入札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札者とし、後日、契約を締結します。

第13 その他留意事項

1 応募等に係る費用の取り扱い

応募等に要する費用は、申請者の負担とします。

2 追加資料の提出

必要に応じて追加資料の提出を求められます。

3 申請の辞退

書類提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式任意）を提出してください。

第14 業務担当所管課・室

庄原市役所東城支所 産業建設室 産業振興係 担当：中島、池田

〒729-5121 庄原市東城町川東 1175 番地

電話：08477-2-5008

FAX：08477-2-5000（代表）

E-mail：sangyou-tou@city.shobara.lg.jp

入札についての注意事項

1 次の入札をしたものは、無効とします（庄原市入札規則第34条（無効入札））

- ① 入札に参加するものに必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札を取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- ③ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- ④ 入札者が2以上の入札をしたとき。
- ⑤ 他人の代理を兼ね、または2人以上を代理して入札したとき。
- ⑥ 入札者が連合して入札をした時、その他入札に関しての不正行為があったとき。
- ⑦ 必要な記載事項が確認できない入札をしたとき。
- ⑧ 再度の入札をした場合において、その入札が1であるとき。

2 落札人の決定

落札者は、入札記載金額が予定価格以内の入札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札者とするが、この者において庄原市税の滞納がないことを確認した後に落札決定する。

ただし、入札記載金額が予定価格以内の入札をした者のうち、最低入札価格が同一の者が複数いる場合は、これらの入札参加者において、くじ引きを実施し、落札者を決定するものとする。この際、くじ引きを辞退することはできず、くじ引きの対象となった入札参加者がくじ引きを行うことができない場合は、当該関係部署以外の庄原市職員に代わりにくじ引きをさせ、落札者を決定するものとする。

3 入札執行について

- ・ 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（委任状）を提出してください。
- ・ 入札執行中は、入札者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入りを禁止します。
 - ① 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁止します。
 - ② 入札室には、入札に必要な者以外は、入室を禁止します。
 - ③ 入札書の記載事項について訂正し、挿入し、または削除したときは、その箇所に押印してください。
 - ④ 入札者は、いったん提出した入札書の書換、引換または撤回をすることができません。
 - ⑤ 入札書の記入にあたっては、金額の桁違いがないよう点検され、入札者の住所、氏名、印等を確認してください。

入札書に記載する金額について

落札に当たっては、入札書に記載された金額のうち、消費税及び地方消費税の課税対象額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税抜きの金額を記載してください。